事 務 連 絡 令和3年6月1日

国土交通省住宅局 安心居住推進課関係法人 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長の発出を受けた対応について (協力依頼)

令和3年5月28日に開催された第67回新型コロナウイルス感染症対策本部において、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県について緊急事態措置を実施すべき期間が6月20日まで延長され、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県についてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が6月20日まで延長されることが決定されました。あわせて、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、同日開催された国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添5のとおり指示がなされ、また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より別添1~3のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、貴法人等におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針(別添1別紙3)を踏まえて適切にご対応いただくとともに、業 種別の感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底について引き続き 取り組んでいただくようお願いいたします。

また、出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)(別添2)、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項(別添3)、移動の自粛に向けた呼びかけ(別添4)についても、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、所属会員に対してもこの旨周知していただくようお願いいたします。

(別添1)新型コロナウイルス感染症対策に関する新型ウイルス感染症緊急事態宣言等について

(別添1別紙1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長

(別添1別紙2)新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部を変

更する公示

- (別添1別紙3)新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年5月28日変更)
- (別添1別紙4) 6月以降の緊急事態宣言期間における取組
- (別添2) 出勤者数の削減 (テレワーク等の徹底) について
- (別添3) 基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項について
- (別添4) 移動の自粛に向けた呼びかけについて
- (別添5) 第28回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示